

# 令和元年第4回喬木村議会定例会会議録 ( 第 3 号 )

令和元年12月18日(水曜日)

午前9時00分 開議

## 1. 開 会

## 2. 日 程

第1 会議成立宣言

第2 会議録署名議員の指名 (8番 後藤章人議員・9番 小池豊議員)

第3 諸般の報告

第4 議案審議

議案第49号 喬木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第50号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第51号 喬木村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第52号 令和元年度喬木村一般会計補正予算(第4号)

議案第53号 令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第54号 令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第55号 令和元年度喬木村水道事業会計補正予算(第2号)

議案第56号 令和元年度喬木村下水道事業会計補正予算(第2号)

第5 議員派遣の件について

第6 委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査について

## 3. 閉 会

応集議員 12名

---

出席議員 12名

(別表のとおり)

---

欠席議員 0名

(別表のとおり)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

---

---

## 1. 開会

○議長（下岡幸文） おはようございます。本日はご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまから令和元年第4回喬木村議会定例会を再開いたします。

---

## 2. 日程

### === 日程第1 会議成立宣言 ===

○議長（下岡幸文） 日程に沿って議事を進めてまいります。

日程第1、会議成立宣言。

本日の出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、会議が成立していることを宣言いたします。

---

### === 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（下岡幸文） 日程第2、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第122条の規定により、8番、後藤章人君、9番、小池豊君を指名いたします。

---

### === 日程第3 諸般の報告 ===

○議長（下岡幸文） 日程第3、諸般の報告。

諸般の報告を行います。

12月4日に、下伊那北部5町村の正副議長と南信州地域振興局長と、今後の地域づくりについて、タウンミーティング方式で意見交換を行いました。次年度以降の南信州地域振興局で計画されている提案事業について意見をしたり、リニア中央新幹線開通に向けた課題、各町村の課題等幅広い分野での意見交換をいたしました。

12月16日、県道上飯田線建設促進期成同盟会とともに、喬木村、喬木村議会は、長野県建設部長へ道路整備に関する要望書の提出及び、長野県議会に同様の陳情書を提出してまいりました。

報告は以上でございます。

==== 日程第4 議案審議 ====

○議長（下岡幸文） 日程第4、議案審議。

◇ 議案第49号 喬木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 議案第49号、喬木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

下平総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（下平 貢） それでは私から、議案第49号、喬木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、審査内容を報告いたします。

本件につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるための条例の制定です。

主な質疑としまして、現行の臨時職員、嘱託職員の規定がそのまま移行されて運用されるということか、という問いに対しまして、現状の臨時職員・嘱託職員130名について、現時点ではそのまま会計年度職員に移行されると考えられる。開始年度では、対象なる職員の意向や採用の状況により変化するものとする、という回答がありました。

続きまして、パートタイムの勤務時間について、現行の7時間45分が、本条例制定後どのように変わっていくのか、という問いに対しまして、制定後は、週単位で考えていく。1日7時間45分で計算すると、週では15分の超過が発生するので、週全体で15分の削減を図る。方法については、職場ごと検討する、という回答がありました。

続きまして、保育士の確保は問題ないのか、という問いに対しまして、保育士不足は地域全体の課題である。近隣市町村との均衡を図りながら対応していく。担任を持つような重要なポジションはフルタイム任用とする見解だが、本村の場合、今のところ一般職において充足しているが、今後、不足が生じる事態になれば対応が必要になってくる、という回答がありました。

討論はなく、採決の結果、原案どおり可決しましたので、報告をいたします。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

後藤澄壽君。

○5番(後藤澄壽) 議席番号5番、後藤澄壽でございます。

いま委員長報告にもございましたけれども、特に保育園など、これは私の一般質問で取りましたが、フルタイム、さらには任期のない、定めのない常勤職員を充てていくという、本人の意思を確認しながら充てていくということ、ご努力をしていただくということが確認されております。

それから、もちろんこれは地方自治法、地方公務員法の改正に伴う改定でございますので、そういった意味でもこれについては賛成いたします。

以上です。

○議長(下岡幸文) 後藤議員にお願い申し上げます。

最初に、賛成か反対かを言ってから討論ください。

○5番(後藤澄壽) 賛成討論でございます。

○議長(下岡幸文) それを最初に言ってから意見を述べてください。

ほかに討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第49号について、総務産業建設常任委員長報告のとおり決するに、賛成の方は起立願います。

(起立者全員)

○議長(下岡幸文) お座りください。

全員賛成です。

よって、議案第49号は可決いたしました。

---

◇ 議案第50号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長(下岡幸文) 続いて、議案第50号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する

法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

下平総務産業建設常任委員長。

- 総務産業建設常任委員長（下平 貢） それでは、議案第 50 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、報告いたします。

本件につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、既定条例における会計年度任用職員の整備を行うための条例の改正案です。

主な質疑としまして、今回の制度設定により改正される条例の中で、特別職の非常勤にあたる者のうち、歴史民俗資料館長、椋鳩十記念図書館長、こども学遊館長、公民館長などが対象から外れるが、それらの方々の今後の給与体系の考え方や勤務についてどのようになるのか、という質問がありました。これに対しまして、これらの職は、今後、一般職に移行される。給与については、給俸によって格付けされていく。今後、年俸から月給制へと変わり、それぞれ勤務状況が異なるので、現在、その方法について教育委員会で検討中である、という回答がありました。

討論はなく、採決の結果、原案どおり可決しましたので、報告いたします。

- 議長（下岡幸文） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

- 議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

後藤澄壽君。

- 5 番（後藤澄壽） 賛成討論をいたします。

先ほどとダブるわけですが、私の一般質問の方で、これに改正に伴う国会決議について質問をいたしまして、これを前向きに尊重していくという回答を得られておりますので、そういったことも含めまして賛成いたします。

- 議長（下岡幸文） ほかに討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

- 議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 50 号について、総務産業建設常任委員長報告のとおり決することに、賛成の方は起立願います。

(起立者全員)

○議長(下岡幸文) ありがとうございます。

全員賛成であります。

よって、議案第 50 号は可決いたしました。

---

◇ 議案第 51 号 喬木村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(下岡幸文) 次に、議案第 51 号、喬木村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

下平総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長(下平 貢) それでは、議案第 51 号、喬木村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、審査結果を報告いたします。

本件につきましては、上位法である水道法の改正に伴い、条例の一部を改正するための条例改正案です。

質疑、討論なく、原案どおり可決しましたので、報告いたします。

○議長(下岡幸文) 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 51 号について、総務産業建設常任委員長報告のとおり決することに、賛成の方は起立願います。

(起立者全員)

○議長(下岡幸文) お座りください。

全員賛成であります。

よって、議案第 51 号は可決いたしました。

- 
- ◇ 議案第 52 号 令和元年度喬木村一般会計補正予算（第 4 号）
  - ◇ 議案第 53 号 令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
  - ◇ 議案第 54 号 令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
  - ◇ 議案第 55 号 令和元年度喬木村水道事業会計補正予算（第 2 号）
  - ◇ 議案第 56 号 令和元年度喬木村下水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（下岡幸文） 続きます。議案第 52 号、令和元年度喬木村一般会計補正予算（第 4 号）、議案第 53 号、令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 54 号、令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 55 号、令和元年度喬木村水道事業会計補正予算（第 2 号）、議案第 56 号、令和元年度喬木村下水道事業会計補正予算（第 2 号）を一括議題といたします。

本案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので報告願います。

佐藤予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（佐藤文彦） それでは、令和元年第 4 回喬木村議会定例会予算決算常任委員会の審査について、各会計一括で報告をいたします。

なお、質疑の詳細につきましては、お手元に配布してあります議事録をご確認いただければと思います。

議案第 52 号、令和元年度喬木村一般会計補正予算（第 4 号）の審議の内容について、報告いたします。

各課より補正予算書を用い、事業の詳細な説明がありました。

質疑では、里山整備関連事業の危険木伐採について、社会資本整備総合交付金事業の橋梁の補修設計の減額について、村のハードディスクの管理、廃棄の確認についてなどが出され、それぞれ答弁がありました。

反対意見はなく、質疑を終結、討論に移り、討論なく、採決の結果、議案第 52 号について、当委員会としては、原案のとおり可と決しました。

続きます。議案第 53 号、令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の審議の内容について、報告いたします。

保健福祉課より補正予算書を用い、事業の説明がありました。

質疑はなく、質疑を終結、討論に移り、討論なく、採決の結果、議案第 53 号について、当委員会としては、原案のとおり可と決しました。

続きまして、議案第 54 号、令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の審議の内容について、報告いたします。

こちらにも保健福祉課より補正予算書を用い、事業の詳細な説明がございました。

質疑はなく、質疑を終結、討論に移り、討論なく、採決の結果、議案第 54 号について、当委員会としては、原案のとおり可と決しました。

続きまして、議案第 55 号、令和元年度喬木村水道事業会計補正予算（第 2 号）の審議の内容について、報告いたします。

生活環境課より補正予算書を用い、事業の詳細な説明がありました。

質疑はなく、質疑を終結、討論に移り、討論なく、採決の結果、議案第 55 号について、当委員会としては、原案のとおり可と決しました。

続いて、議案第 56 号、令和元年度喬木村下水道事業会計補正予算（第 2 号）の審議の内容について、報告いたします。

こちらにも生活環境課より補正予算書を用い、事業の詳細な説明がありました。

質疑では、堰下の長寿命化工事の減額について、富田処理場の機能強化工事について、補正予算に至った経緯についてなどが出され、それぞれ答弁がありました。

反対意見はなく、質疑を終結、討論に移り、討論なく、採決の結果、議案第 56 号について、当委員会としては、原案のとおり可と決しました。

以上、令和元年度各会計補正予算の審議について、報告を終わります。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりましたので、これより一括質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、これより討論、採決に入ります。

討論は議案ごとに行います。

最初に、議案第 52 号について、討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 52 号について、予算決算常任委員長報告のとおり決することに、賛成の方は起立願います。

(起立者全員)

○議長(下岡幸文) ありがとうございます。

全員賛成です。

よって、議案第52号は可決いたしました。

続いて、議案第53号について、討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第53号について、予算決算常任委員長報告のとおり決することに、賛成の方は起立願います。

(起立者全員)

○議長(下岡幸文) ありがとうございます。

全員賛成です。

よって、議案第53号は可決いたしました。

○議長(下岡幸文) 続いて、議案第54号について、討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第54号について、予算決算常任委員長報告のとおり決することに、賛成の方は起立願います。

(起立者全員)

○議長(下岡幸文) ありがとうございます。

全員賛成であります。

よって、議案第54号は可決いたしました。

続いて、議案第55号について、討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第55号について、予算決算常任委員長報告のとおり決することに、賛成の方は起立願います。

(起立者全員)

○議長(下岡幸文) ありがとうございます。

全員賛成であります。

よって、議案第55号は可決いたしました。

続いて、議案第 56 号について、討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 56 号について、予算決算常任委員長報告のとおり決することに、賛成の方は起立願います。

(起立者全員)

○議長(下岡幸文) ありがとうございます。

全員賛成であります。

よって、議案第 56 号は可決いたしました。

---

=== 日程第 5 議員派遣の件について ===

○議長(下岡幸文) 続いて、日程第 5、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配布しましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布しましたとおり派遣することに決定いたしました。

---

=== 日程第 6 委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査について ===

○議長(下岡幸文) 日程第 6、委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査について。

委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査についてを議題といたします。

ここで、議会運営委員長より報告願います。

後藤議会運営委員長。

○議会運営委員長(後藤章人) それでは、委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査についてのご報告をいたします。

議会運営・総務産業建設・社会文教・予算決算の各委員長より、会議規則第 73 条の規定により、閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出がありましたので、審議をお願いいたします。

○議長(下岡幸文) 報告が終わりました。

お諮りいたします。

議会運営委員長報告のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査をすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査に付することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付された事件はすべて終了いたしました。

---

### ◇ 村長あいさつ ◇

○議長(下岡幸文) ここで、理事者のあいさつをお願いいたします。

市瀬村長。

○村長(市瀬直史) 12月2日に開会をいたしました第4回定例会、村から付託いたしました全議案につきまして、ご承認いただきましたことに、まず心から御礼を申し上げたいと思っております。

来年度から始まります会計年度任用職員、同一賃金、同一労働ということで、働き方改革の一環としまして、村としても積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、すべての雇用される皆様にとっていい制度になるように、村としてもこれからも制度を突き詰めていかなきゃいけないなというふうに思っているところでございます。

今回は、年末の定例会ということで、いつもより会期を短く設定をいたしまして、それぞれ慎重審議の上、ご決断いただきましたことに御礼を申し上げたいというふうに思っております。

会期中には、先ほど議長報告にもございましたとおり、上飯田線の期成同盟会とともに、村からの要望を県議会並びに県の方にお届けをいただきまして、ありがとうございました。

昨日も県議と会う機会がございまして、「あんな弱気な交渉じゃ、いつまで経ってもできんじゃねえか」とお叱りを受けましたけれども、いま県の方もリニア関連で非常に大きなお金がかかる中で、上飯田線の改良というのは、ほんとに長いスパンで考えていかなきゃいけないなあというふうに思っています。

言い訳ではございませんが、強気の交渉ができない理由の一つとしましては、阿島

橋の架け替え、あるいは新規架設、この村の方針がまだ定まっていないということで、しっかりとした候補線をお見せしながら提言活動ができないという弱みがございます。こちらについては、やっぱり飯田市と喬木村がしっかりと協議をして、この道がお互いの町村、市町村の中でいきたいんだというような意思疎通ができないと、なかなか強気の交渉もできないんだなということで、行く前も散々井澤課長と、どんな方針で臨んだらいいかという協議をさせていただきましたけれども、内々に村の方では3つくらいの案を書きまして、コンサルと相談しながら事業を進めてまいりましたが、それぞれ一長一短ございまして、これだという決定打がないという状況になっています。地域の皆さんにとりましては、この上飯田線の改良、そして竜東から竜西へ渡る方策というのは、もう死活問題だというふうに思っておりますので、昨日の県議さんの叱咤激励もいただきましたので、来年以降はもっと強い交渉をしていかなきゃいけないと、改めて思ったところでございます。

年が明けますと、令和最初のお正月、それから喬木村にとりましては、すべてのガイドウェイの仕事が始まりますし、本線の工事も本格化してくるということで、大きな年になろうかと思えます。

懸案の保育園につきましても、いよいよどんな保育園をつくるのかという絵を描いていかなきゃいけない時期ということになりますので、これから大変大きなお金を投入しながら、村の未来のあるべき姿に到達をしていくための準備期間だというふうに思っておりますので、ぜひまたご協力をお願い申し上げまして、あいさつとしたいと思えます。

ちなみにちょっと悲しい事故がございまして、またそのうちご報告をしなければいけないかなというふうに思っておりますが、インフルエンザも急に流行しております。ぜひ体をご自愛いただきまして、皆さんでつつがない新年が迎えられるようお願い申し上げます。

ほんとにご協力、ありがとうございました。

---

### 3. 閉会

○議長（下岡幸文） これにて、令和元年第4回喬木村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

---

閉 会 午前9時26分